

# 島根県報

第一、三七六号  
平成十四年六月十四日  
(金曜日)

正誤

平成十四年五月三十一日付け島根県報第一、三七二号 (地方労働委員会) 五  
中

## 告示

### 島根県告示第五百八十号

島根県同和地区改善事業補助金交付要綱(昭和三十五年島根県告示第九百八十号)は廃止し、平成十四年六月十四日から施行する。

平成十四年六月十四日

島根県知事 澄田信義

### 島根県告示第五百八十一号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第一項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成十四年六月十四日

島根県知事 澄田信義

## 目次

### 告示

島根県同和地区改善事業補助金交付要綱の廃止 (人権同和対策課) 一

生活保護法の規定による介護機関の指定(二件) (長寿社会課) 一

県営土地改良事業の工事の完了 (農村整備課) 二

保安林予定森林 (森林整備課) 二

大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗に (商工企画課) 二

係る事項の変更の届出(二件) (道路整備課) 四

道路の供用開始 (道路整備課) 四

### 公告

開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) 四

### 選管告示

地方自治法並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律に規定する有権者数 四

指定訪問看護事業者・居宅介護事業者	居宅介護支援事業者	実施する事業	訪問看護ステーション・居宅介護事業所・居宅介護支援事業所	指定年月日
名	主たる事務所の所在地	特定施設入所者生活介護	名	
ウエルファ株式会社	邑智郡瑞穂町下田所一〇八三一一		所	
			在	
			地	
			邑智郡瑞穂町大字下田所一〇八三一一	平成十四年五月二十七日

法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成十四年六月十四日

島根県知事 澄田信義

### 島根県告示第五百八十二号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第一項の規定により、同

介護機関の名称	実施する施設	所在地	指定年月日
六日市病院	介護療養型医療施設	鹿足郡六日市町六日市三六八―四	平成十四年六月一日

島根県告示第五百八十三号

次に掲げる県営土地改良事業の工事は完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第百十三条の二第三項の規定により告示する。

平成十四年六月十四日

島根県知事 澄田信義

事業名	完了年月日
潤いの里湯村地区（一―一工区）区画整理事業（県営中山間地域総合整備事業）	平成十四年三月十三日
潤いの里湯村地区（一―二工区）区画整理事業（県営中山間地域総合整備事業）	平成十二年三月八日
潤いの里湯村地区（二工区）区画整理事業（県営中山間地域総合整備事業）	平成十四年三月十五日
潤いの里湯村地区（三工区）区画整理事業（県営中山間地域総合整備事業）	平成十一年十一月二十七日
潤いの里湯村地区（一―一工区）暗渠排水事業（県営中山間地域総合整備事業）	平成十三年三月十九日
潤いの里湯村地区（一―二工区）暗渠排水事業（県営中山間地域総合整備事業）	平成十三年三月十九日
潤いの里湯村地区（上槻地区）農道事業（県営中山間地域総合整備事業）	平成十四年三月十五日
潤いの里湯村地区（寺側地区）農道事業（県営中山間地域総合整備事業）	平成十四年三月十五日

島根県告示第五百八十四号

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の二第一項の規定により告示する。

平成十四年六月十四日

島根県知事 澄田信義

一 保安林予定森林の所在場所

- 八束郡八雲村大字熊野一〇六〇から一〇六三まで、三八〇六、五二八九の一、五二八九の二、五二九〇の一、五二九一から五二九三まで、鹿島町大字佐陀本郷字堂山二八三三の一、字善坊二八七四の一、字小畑ヶ空二八七五の二、二八七九の二

二 指定の目的

土砂の崩壊の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐は、択伐による。

- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (一) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第五百八十五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）附則第五条第一項の規定による届出があったので、同法第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり告示する。

なお、告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため

め配慮すべき事項について意見を有する者は、その告示の日から四月以内に、次の四に定めるところにより意見を述べる事ができる。

平成十四年六月十四日

島根県知事 澄 田 信 義

一 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

益田サテイ 益田市乙吉町イ九五番地一〇外

2 大規模小売店舗を設置する者の名称、代表者の氏名及び住所

株式会社マイカル総合開発 管財人 岡田元也 大阪府大阪市中央区淡路町二丁目

二番地九号

3 変更しようとする事項

(一) 駐車場の位置収容台数

(変更前) 三六二台

(変更後) 三二一台

(二) 駐車場の自動車の出入り口の数及び位置

(変更前) 一〇カ所

(変更後) 九ヶ所

4 変更の年月日

平成十四年二月十一日

二 届出年月日 平成十四年六月三日

三 届出及び添付書類の縦覧場所 益田市企業誘致振興課(益田市常盤町一番地一号)

四 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

1 意見書の提出先

松江市殿町一番地 島根県商工労働部商工企画課

2 意見書に記載すべき事項

(一) 氏名及び住所(団地にあつてはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

(二) (一)の記載事項についての公表の意思の有無

(三) 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

- (四) 意見の内容
  - (五) 意見を述べる理由
- 3 その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

島根県告示第五百八十六号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)附則第五条第一項の規定による届出があつたので、同法第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり告示する。

なお、告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、その告示の日から四月以内に、次の四に定めるところにより意見を述べる事ができる。

平成十四年六月十四日

島根県知事 澄 田 信 義

一 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ゆめタウン斐川 簸川郡斐川町大字上直江一三二一番地外

2 大規模小売店舗を設置する者の名称、代表者の氏名及び住所

株式会社イズミ 代表取締役社長 山西泰明 広島県広島市南区京橋町二番二二号

3 変更しようとする事項

(一) 営業時間

(変更前) 午前十時～午後八時

(変更後) 午前十時～午後九時

(二) 駐車場を利用できる時間

(変更前) 午前九時三十分～午後八時三十分

(変更後) 午前九時三十分～午後九時三十分

4 変更の年月日

平成十四年六月十三日

- 二 届出年月日 平成十四年六月三日
- 三 届出及び添付書類の縦覧場所 斐川町商工観光課 (簸川郡斐川町大字莊原町二二七二番地)
- 四 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

- 1 意見書の提出先

松江市殿町一番地 島根県商工労働部商工企画課

- 2 意見書に記載すべき事項

- (一) 氏名及び住所 (団地にあつてはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- (二) (一)の記載事項についての公表の意思の有無
- (三) 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地
- (四) 意見の内容

- (五) 意見を述べる理由
  - 3 その他
- 意見書に記載する氏名は、自署によること。

**島根県告示第五百八十七号**

道路の供用を次のように開始するので、道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、告示の日から十五日間島根県土木部労働整備課及び当該道路を管轄する土木建築事務所において一般の縦覧に供する。

平成十四年六月十四日

島根県知事 澄 田 信 義

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する土木建築事務所 の名称	備考
県道	浜乃木湯町線	八束郡玉湯町大字布志名五五番二地先から同大字五七〇番二地先まで	五六〇・〇〇〇メートル	平成十四年六月一日	松江土木建築事務所	

**公 告**

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により公告する。

平成十四年六月十四日

島根県知事 澄 田 信 義

- 一(一) 開発区域
  - 出雲市矢野町六一五番地二 外二十七筆
  - 面積 五、九二九・四〇平方メートル
- (二) 開発許可を受けた者の住所及び氏名

出雲市矢野町七一〇番地五

- 坂本和久
- 二(一) 開発区域

八束郡東出雲町大字下意東九一三番地一 外二十九筆

面積八、九六一・八二平方メートル

- (二) 開発許可を受けた者の住所及び氏名

松江市黒田町四九七番地三

株式会社 岩崎組 代表取締役 永田博

**選挙管理委員会告示**

**島根県選挙管理委員会告示第三十号**

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十四条第一項、第七十五条第一項、第

七十六条第一項、第八十条第一項、第八十一条第一項、第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第八条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の五十分の一又は三分の一の数は次のとおりである。

平成十四年六月十四日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

一 地方自治法第七十四条第一項及び第七十五条第一項の規定による選挙権を有する者の総数の五十分の一の数 一一、一三三

二 地方自治法第七十六条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項の規定による選挙権を有する者の総数の三分の一の数 二〇二、二一〇

三 地方自治法第八十条第一項の規定による各選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数

八東第一選挙区	六、七一九
八東第二選挙区	五、二九六
八東第三選挙区	四、二五〇
能義選挙区	四、〇二〇
仁多選挙区	四、五七二
大原選挙区	八、六〇三
飯石選挙区	五、八六〇
簸川第一選挙区	七、一九九
簸川第二選挙区	三、九四八
簸川第三選挙区	四、四七三
邇摩選挙区	二、五二三
邑智選挙区	八、〇三二
那賀選挙区	五、〇九九
鹿足選挙区	五、〇〇九
隠岐選挙区	六、八三九
松江選挙区	三八、三〇二
浜田選挙区	一一、二九三
出雲選挙区	二二、六二〇

益田・美濃選挙区	一四、五三九
大田選挙区	九、二一五
安来選挙区	八、一七五
江津選挙区	六、七七三
平田選挙区	七、八五八
四 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第八条第一項の規定による選挙権を有する者の総数の三分の一の数	二〇二、二一〇

正 誤

平成十四年五月三十一日付け島根県報第一、三七二号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	箇所	誤	正
十七	島根県地方労働委員会告示第三号の表矢倉淳の項現職の欄中	副事務局長	事務局長

平成十四年六月十四日印刷  
平成十四年六月十四日発行

発行者  
島  
根  
県

発行所  
松江市学園南町  
松島陽根印刷所

定価一箇月 金二千四百二十円(送料共)